

2019年版『ウォーク問過去問題集 ① 法令編』の訂正につきまして

2019年11月7日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2019年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08514『2019年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷

(p. 3) ② 憲法の出題傾向および対策 (1行目～2行目)

「憲法」は、比較的正解しやすい問題が多い科目です。難易度が「易」・「普」となっている問題は、確実に正解を導ける

↓ (訂正)

「憲法」は、比較的正解しやすい問題が多い科目です。正答率が50%以上となっている問題は、確実に正解を導ける

(p. 3) ② 憲法の出題傾向および対策 (6行目)

これに対し、難易度が「難」となっている問題については

↓ (訂正)

これに対し、正答率が50%未満となっている問題については

(p. 330) 問題 125 肢3 解説 (3行目)

第三者は、使用者に対して、被用者の負担部分について求償

↓ (訂正)

ときは、使用者に対して、被用者の負担部分について求償

(p. 449) 問題 169 肢4 解説 (1行目)

4 正 そのとおり。判例は、東京都職員の採用内容の取消

↓ (訂正)

4 正 そのとおり。判例は、東京都職員の採用内定の取消

(p. 662) 問題 262 肢3 解説 (4行目)

(裁判所法3条1項)にあたらず、機関訴訟ではない(那覇)

↓ (訂正)

(裁判所法3条1項)にあたり、機関訴訟ではない(那覇)

(p. 756) 問題 298 肢4 解説 (3行目)

行使」に解釈に依拠する。

↓ (訂正)

行使」の解釈に依拠する。

以上のように訂正してお詫びします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。